

伊丹市立摂陽小学校 PTA(会則)

伊丹市立摂陽小学校 PTA（会則）

第 1 章 総則

（名称及び事務局）

第 1 条 本会は伊丹市立摂陽小学校 PTA と称し、事務局を同校内（兵庫県伊丹市昆陽南 2 丁目 1 番 55）に置く。

（目的）

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、子どもたちの可能性を拡げ、人権教育を推進し、児童の健全な発達をはかることを目的とする。

（方針）

第 3 条 本会は前条の目的達成のため、次の方針を定める。

- (1) 会員の意見を尊重し、民主的に活動する。
- (2) 子どもの学力を保障するため、教育環境・教育条件の改善を図る。
- (3) 人権教育を通じて、子どもの健全な心身の発達の育成に努める。
- (4) 本校学校教育の理解に努め、学校の運営に協力する。
- (5) 学習活動を通じて、会員相互の親睦を図る。
- (6) 人権教育を推進する他団体機関と連携協力する。
- (7) 本会は特定の宗教や政党にかたよることなく、営利を目的とする行為を行わない。

（活動）

第 4 条 本会は目的達成のため、前条の方針に則り、次の活動を行う。

- (1) 学習会、研修会、講演会などの開催
- (2) 学級、学年活動
- (3) 広報紙発行、資料作成、刊行物の配布
- (4) 地域スポーツの振興・見学会・リクレーション・補導等
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

第 2 章 会員

（入退会及び免除）

第 5 条 本会は本校に在籍する児童の保護者及び、教職員を会員とする。

2 入会・退会は任意とし、会への届出は本人が行う。

- 3 児童の転校および卒業時ならびに他校への異動は自動退会とする。
- 4 やむを得ず活動ができない場合は、免除とする。
- 5 届出及び免除に関しては、細則により定める。

第 3 章 会計

（会費）

第 6 条 会費は、第 2 条目的のために使用する。

- 2 児童及び教職員会員ひとり当たり、年間 2000 円とし、学校納入金と合わせて前期（4 月～9 月）・後期（10 月～3 月）の二期に 1000 円ずつ納入するものとする。
- 3 年度途中で入会の場合、一学期につき 600 円とし、在籍した学期分を納入するものとする。
- 4 年度途中で退会の場合、一学期につき 600 円として、在籍した学期分から銀行手数料を差し引いた会費を返金する。
- 5 会費を変更する場合は、総会で審議し決定する。

（経費）

第 7 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

（特別会計）

第 8 条 特別会計・その他会計に関する規定は、細則により定める。

（会計年度）

第 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 執行部役員

（役員の種類）

第 10 条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 会長補佐 | 1 名 |
| (3) 単 P 担当副会長 | 2 名 |
| (4) 連 P 担当副会長 | 2 名 |
| (5) 書 記 | 2 名 |
| (6) 会 計 | 2 名 |

- 2 役員はその年の児童数により、必要に応じて増員することができる。

(顧問)

第 11 条 前条に定めるほか、必要に応じて顧問(相談役)を置くことができる。

2 顧問(相談役)は会長の諮問に応じ本会の運営について意見をのべることができる。

3 顧問(相談役)は総会の承認を得て会長が委嘱する。
(役員の任務)

第 12 条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・委員総会・代表委員会・役員会などの会議を招集する。

(2) 会長補佐は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 単 P 副会長は本校の行事や活動を担当し、連 P 副会長は伊丹市 PTA 連合会の要請による活動を担当する。

(4) 書記は会の運営についてその企画に参加し、会の活動状況の記録、事務処理などを行う。

(5) 会計は、会計事務の処理に当たり、その結果を総会で報告する。

(役員の選出)

第 13 条 役員の選出は別に定める選出規程による。

第 5 章 委員

(委員の選出)

第 14 条 本会の委員は学年・地区・学習室・教職員より選出する。選出は別に定める選出規程による。

2 伊同教・連合 PTA 代議員・施設開放委員等は役員・委員より選出する。

(委員の任務)

第 15 条 委員は本会の事業を分担し、会員の代表として、会の目的達成に努める。

第 6 章 会計監査

(会計監査)

第 16 条 本会の経理を監査するために 2 名(保護者会員 1 名・教職員会員 1 名)の会計監査をおく。

(会計監査報告)

第 17 条 会計監査は年に 1 回、現金出納簿、領収書及び預金通帳の監査を行い、会員に総会で報告する。(会計監査の選出)

第 18 条 会計監査の選出は細則に定める選出規程による。

第 7 章 会議

(会議の種類)

第 19 条 本会は次の会議をもつ。

(1) 総会

(2) 委員総会

(3) 代表委員会

(4) 委員会(学年、地区)・専門部会

(5) 役員会

(総会の種別)

第 20 条 総会は定期総会及び、臨時総会とする。

2 定期総会は年 1 回、年度始めに開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員 3 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

(総会の招集)

第 21 条 総会は会長が招集する。

2 総会を開催するときは、事前に議案を明らかにして、全会員に通知しなければならない。

(総会の審議)

第 22 条 総会は議長を保護者会員より 1 名選任し、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 活動報告・新年度の活動方針に関する事項

(2) 決算・予算に関する事項

(3) 役員の選任および解任に関する事項

(4) 会則の改正に関する事項

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(総会の充足数)

第 23 条 総会は会員 3 分の 1 以上の出席によって成立する。(ただし委任状も含む)

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 出席会員数

(3) 議事の経過の概要及び結果

2 議事録は、総会に出席した会員の中から、議長が指名した 1 名の議事録署名人が署名を行う。

(書面決議)

第 26 条 会長が相当と認める場合には、書面または電磁的方法による決議をもって総会に代えることができる。

(委員総会)

第 27 条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関で、委員(教職員委員を除く)、執行部、学校長、教頭で構成し、補正予算・暫定予算、細則・規程の制定及び改廃、その他会の目的達成に必要な事項について審議し決定する。

- 2 委員総会の決議は出席者 3 分の 2 以上の賛成により行う。
- 3 細則、規程の改廃をした場合は次期総会で報告するものとする。
- 4 その年度の会員数については委員総会で報告する。
(代表委員会)

第 28 条 代表委員会は次の事項の運営及び執行にあたる。

- (1) 総会及び委員総会で議決された事項の運営及び執行
- (2) 総会及び委員総会に提出する議案の作成並びに討議
- (3) 暫定予算、補正予算に関する審議
- (4) 学年委員会・地区委員会・専門部会及び役員会・その他より提出された諸事項の審議及び処理
- (5) その他必要と認めた事項の処理
(委員会及び部会)

第 29 条 委員会及び部会は学年委員会・地区委員会・専門部会の各会ごとに構成し、本会の活動方針に従い、学年学級活動・地区活動・専門部活動の計画について協議する。ただし協議事項は代表委員会で報告しなければならない。

- 2 委員会及び部会の任務及び運営は、細則により定める。
(役員会)

第 30 条 役員会は執行部、学校長、教頭で構成し、月 1 回の定例会を開く。そこで協議された内容及び結果は代表委員会に報告しなくてはならない。

(特別委員会)

第 31 条 本会には会長が必要と認めた時、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は委員総会において選出し、会長からこれを委嘱する。
- 3 特別委員会の協議事項は、代表委員会に報告しなければならない。

第 8 章 個人情報の取り扱いについて

(会則等の管理)

第 32 条 会長は、次に掲げるものを事務局に備えるものとする。

- (ア) 会則及び規程
- (イ) 総会、各委員会の議事録・活動報告書
- (ウ) 会員名簿
- (エ) 役員名簿

- 2 会長は、会員から前項に規定する書類の開示または提

供の請求があったときは、開示又は提供するものとする。但し、個人情報保護等の観点から開示又は提供を断る正当な理由があるときは、この限りでない。また第三者より開示請求があった場合は別途定める「個人情報取扱規則」に基づいて行う。

(個人情報保護規定)

第 33 条 個人情報の取り扱いについては別途「伊丹市立摂陽小学校 PTA 個人情報取扱規則」にて定めるものとする。

- 2 必要に応じて、クラス名簿などの個人情報を学校から提供してもらうことができる。

第 9 章 会則の運用及び改正

(会則の運用)

第 34 条 本会の会則を運用するために必要な細則、規程は委員総会で決定する。

(会則の改正)

第 35 条 本会の会則を改正する場合は、総会において出席者 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

- 2 会則を改正する場合は、委員総会の承認を得た上で総会に諮ること。
- 3 前項の承認を得る際、改正案の内容を事前に通知すること。

附 則

この会の会則は 1976 年 6 月 26 日よりこれを施行する。

この会の会則は 2003 年 6 月 20 日より改正する。

この会の会則は 2004 年 6 月 16 日より改正する。

この会の会則は 2006 年 5 月 18 日より改正する。

この会の会則は 2007 年 5 月 11 日より改正する。

この会の会則は 2008 年 5 月 22 日より改正する。

この会の会則は 2009 年 4 月 28 日より改正する。

この会の会則は 2011 年 5 月 10 日より改正する。

この会の会則は 2013 年 5 月 14 日より改正する。

この会の会則は 2014 年 5 月 13 日より改正する。

この会の会則は 2016 年 5 月 12 日より改正する。

この会の会則は 2017 年 5 月 11 日より改正する。

この会の会則は 2018 年 5 月 10 日より改正する。

この会の会則は 2021 年 5 月 17 日より改正する。

この会の会則は 2023 年 5 月 23 日より改正する。

伊丹市立摂陽小学校 PTA(細則)

伊丹市立摂陽小学校 PTA（細則）

第 1 章 会 計

第 1 条 会計・特別会計

1. 会費は予算の範囲内で年間計画に基づき支出する。
2. 補正予算は、代表委員会の承認を受けて執行する。
3. 備え付け帳簿（差し引き台帳・支出票・領収書）は、必要に応じ役員に公開する。
4. 会計執行状況は、年度末に会計監査を受け、総会に報告する。

第 2 条 備品目録

1. PTA 旗…1 旗
2. パーソナルコンピュータ…2 台
3. ノートパソコン…1 台

第 3 条 慶 弔

1. 本会の会員死亡の場合
 - ◇ 香料 5000 円と供花
 - ◇ 当該学級の委員・本会の役員代表・学校長・学級担任が通夜又は告別式に参列する。
(参考) 当該学級の児童と授業に支障のない範囲で有志の教職員が参列する。
2. 児童死亡の場合
 - ◇ 会員死亡の場合に準じる。
3. 職員の一親等死亡の場合
 - ◇ 弔電と役員代表、当該学級の委員が通夜又は告別式に参列する。
4. 職員死亡の場合
 - ◇ 会員死亡の場合に準じる。
5. 職員の転退職の場合
 - ◇ 餞別は学校と相談し花代として贈る。
6. 職員結婚の場合
 - ◇ 3000 円程度の金品を贈る。
7. その他会長が必要と認めた場合
 - ◇ 慶弔の種類については、前項までの内容に準じる。

第 2 章 役員の選出

第 4 条 執行部（役員）

次年度の役員選考については次に定める事項により、現役員が行う。

1. 会員（保護者）より役員の立候補または推薦を募り、当該者の承認を得て役員内定者とする。また、現役員と役員内定者を交えた調整会議を開催し、役職の調整を行う。
なお、本校の役員経験者は、役員選出から免除する。
2. 次年度の役員は総会の議決を経て承認となる。
3. 任期は定期総会までの原則 2 年とする。会長補佐は、1 年任期とし次年度の会長に就任する。副会長・書記・会計は 1 年ごとに役員定数の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
4. 調整の結果、役員内定者が定数に達しない場合は、現役員の管理のもとで欠員となっている役職について抽選を行う。抽選は顧問が行い、役員と教員とがそれぞれ 1 名以上立ち会う。なお、本校の役員経験者は抽選から免除する。
5. 抽選は各役職とも、5 名ずつ選出する。
6. 抽選により選出された 5 名の役員候補者から互選によるか、または再度抽選を行い役員となる者を決定する。
7. 何らかの事情により役員ができない場合は、PTA 会長と学校長の判断をもって免除とする。なお、免除期間は 1 年間とする。

第 3 章 委員の選出

第 5 条 学年委員

1. 1～6 年は、学年委員立候補者を募り、立候補者がいない場合はくじ引きにて各学年 6 名の委員を選出する。ただし、その年の児童数等により必要に応じて学年委員の選出人数を変更する事ができる。原則と

して学年委員は、一児童につき1回とする。

ただし再任を妨げないものとする。なお、本校の役員経験者は学年委員の選出から免除する。

2. 学年委員は地区委員との兼任はできない。
3. 各学年委員は互選により、委員長・副委員長を選出する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
また、各専門部（愛護部除く）も兼ねる。
5. 何らかの事情により学年委員ができない場合は、PTA 会長と学校長の判断をもって免除とする。なお、免除期間は1年間とする。

第6条 地区委員

1. 前年度の地区委員が中心となって各地区ごとに、新年度地区委員を若干名選出する。原則として地区委員は、一家庭につき1回とする。ただし再任を妨げない。なお、本校の役員経験者は地区委員の選出から免除する。
2. 地区委員は互選により、委員長・副委員長を選出する。
3. 地区委員より愛護部または学校施設開放委員に位置づける。
4. 何らかの事情により地区委員ができない場合は、PTA 会長と学校長の判断をもって免除とする。なお、免除期間は1年間とする。

第7条 学習室委員

学習室の保護者から若干名選出し、うち1名を代表とする。

第8条 教職員委員

本校に在職する教職員は、本会の委員と位置付ける。

第9条 代表委員

保護者代表として、各学年委員長、各専門部長、地区委員長、学習室代表、執行部。教職員代表として、学校長、教頭、ほか若干名。

以上を代表委員とする。

第4章 会計監査の選出

第10条 会計監査

会長の推薦により会員中より2名(保護者1名・教職員1名)を選出し、総会の承認を得る。

第5章 各委員会の任務と運営

第11条 代表委員会

1. 代表委員で構成し、本会の諸活動と各部の活動計画などについて、その大綱を協議し連絡調整を行う。
2. 必要に応じて会長が招集する。

第12条 学年委員会

1. 各学年・各学級の活動計画を協議し連絡調整を行う。
(学習室委員を含む)
2. 必要に応じて学年委員長が招集する。

第13条 地区委員会

愛護活動・地区体育活動・地区人権学習などを推進するため、地区委員長が必要に応じ招集する。

執行部代表 2名

学校代表 若干名

第6章 専門部活動

第14条 伊同教部

1. 本校の人権教育の充実徹底を図るため、必要に応じ協議する。
2. 伊丹市人権・同和教育研究協議会に代表者が参加し、他の関係機関と連携して、人権教育の研修を行います。
3. 選出された学年委員より 各学年 1名以上
執行部代表 2名
学校代表 若干名

第15条 教養保健部

1. 会員及び本校児童の健康のため教養向上を図り、教育環境整備のための活動を行う。
2. 選出された学年委員より 各学年 1名以上
執行部代表 2名
学校代表 若干名

第16条 広報部

1. PTA の活動を広く全会員に知らせ、会員相互の情報交換のために広報紙の発行を行う。
2. 選出された学年委員より 各学年 1名以上
執行部代表 2名
学校代表 若干名

第 17 条 体育交流部

1. 本校児童の運動の機会を増やすため、スポーツクラブ 21 摂陽や地域の関連機関と提携し活動する。
2. 選出された学年委員より 各学年 1 名以上
執行部代表 2 名
学校代表 若干名

第 18 条 愛護部

1. 青少年健全育成のための愛護活動を行う。
2. 選出された地区委員より
施設開放委員を除く 10 名以上
ただし、その年の児童数等により必要に応じて選出
人数を変更することができる。
執行部代表 2 名
学校代表 若干名

第 7 章 その他の活動

第 19 条 家庭教育支援委員会

1. 本校児童の家庭教育の向上を支援する活動を行う。
2. 執行部全員と参加を希望する執行部経験者
3. 学校代表 2 名以上

第 20 条 施設開放委員会

1. 土曜日午後、日曜日に校庭（体育館）を本校児童、校区在住市民に開放し、市民体育を推進するため地区委員が参加する。
2. 細則は、伊丹市教育委員会の規定による。

第 21 条 細則改正

- ◇ この細則の改正は、各条規定の改正、その他特に必要な事態の生じた場合、代表委員会で協議し委員総会で決定する。

第 8 章 会員の途中入退会

第 22 条 会員の途中入会

- ◇ この会の入会は、規定の用紙に、入会日・入会者の氏名を記載し届け出るものとする。

第 23 条 会員の途中退会

- ◇ 途中退会については、規定の手続きをもって退会届を提出するものとする。

附 則

- ◇ この会の細則は 1976 年 6 月 26 日よりこれを実施する。
- ◇ この会の細則は 1985 年 4 月 20 日よりこれを実施する。
- ◇ この会の細則は 1988 年 2 月 25 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 1992 年 4 月 30 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 1993 年 4 月 28 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 1995 年 2 月 8 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 1997 年 2 月 13 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2002 年 2 月 26 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2003 年 2 月 17 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2003 年 6 月 13 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2003 年 11 月 25 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2004 年 5 月 14 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2005 年 5 月 13 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2006 年 2 月 22 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2007 年 2 月 28 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2008 年 3 月 12 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2009 年 3 月 9 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2010 年 2 月 14 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2012 年 2 月 17 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2013 年 2 月 22 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2014 年 2 月 21 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2015 年 5 月 12 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2016 年 5 月 12 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2017 年 5 月 11 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2018 年 5 月 10 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2020 年 5 月 12 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2021 年 5 月 17 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2023 年 5 月 23 日より改正する。
- ◇ この会の細則は 2024 年 5 月 21 日より改正する。

[摂陽小学校 PTA]

◎ 摂陽小学校保護者と教師の願い

☆ 子どもたちへの願い

命を大切に、仲間とともにどんな困難をものりこえ、
たくましく豊かに生きる子どもたちであってほしい。

めざす子ども像

- ・豊かな感性を持ち、差別を許さない子
- ・励まし合い、支え合い、磨き合う子
- ・自ら考え、意欲をもって主体的に取り組む子

☆ 保護者から教師へ

子どもひとりひとりの心に寄り添い、真に生きる力を保障してほしい。

◎ 摂陽小学校保護者と教師の誓い

子どもたちへの願い、学校・保護者の願いをともに実現していくために、
保護者と教師のひとりひとりが、自分の責任を自覚して互いに励まし、
確かめ合い、PTA 活動の推進に努めます。

[摂陽小学校 PTA の名称について]

(正式名称 摂陽小学校 Protectors Teachers Association)

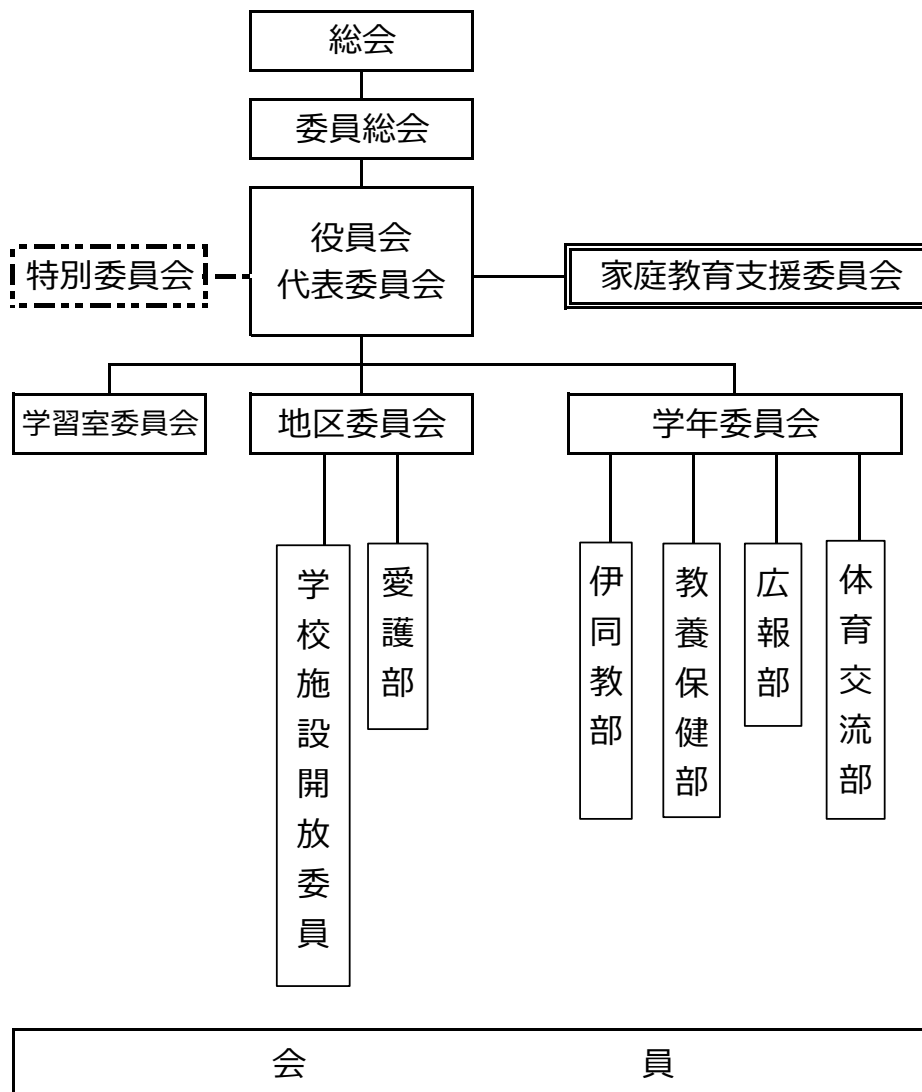
1976 年、「保護者と教師の会」が設立されました。設立当初、PTA の名称が一般的になか、保護者は必ずしも P（Parents＝両親）だけではなく、子どもたちにかかわる「保護者」という広い意味を持ち、保護者と教師がともに協力し合いながら、子どもたちのために活動する会であることを目指しました。

設立から 35 年たった 2011 年、保護者と教師の会の思いである子どもたちにかかわる「保護者＝Protectors」という広い意味を継承し、PTA に名称を変更しました。地域「Community」を入れて PTCA の名称を使用している組織もありますが、摂陽小学校はさらに意味を突き詰め「Partner of community＝地域の協力者」と考え、保護者「Protectors」、親「Parents」を合わせ、P.T.A とし、更なる発展を目標とし、子どもたちのために活動する会を目指します。

＜大きな活動方針＞

1. 立ち当番活動を効率化し、子どもたちが安全に通学できるよう、見守りを図ります。
2. おとなが積極的に挨拶し、子どもたちが元気に過ごせるよう、努めます。
3. 土曜学習「せつようチャレンジ教室」を通して、子どもたちの学習意欲向上を支援します。
4. 校庭緑化の維持管理に努め、可能な範囲で周辺緑化を進めます。

■ 摂陽小学校PTA組織図



※ 伊同教部は、伊丹市人権・同和教育研究協議会部の略称です。